

ニュース

意向調査、企業ヒアリングの状況をお伝えします。

皆様への意向調査と並行して、進出を希望する企業の調査を進めました。それぞれの調査結果をつき合わせ、あらためて整理したところ、現時点で2つの課題が見えてきました。

◇産業ゾーン誘致企業への賃貸を希望されていた方のご意向に、お応えできない可能性

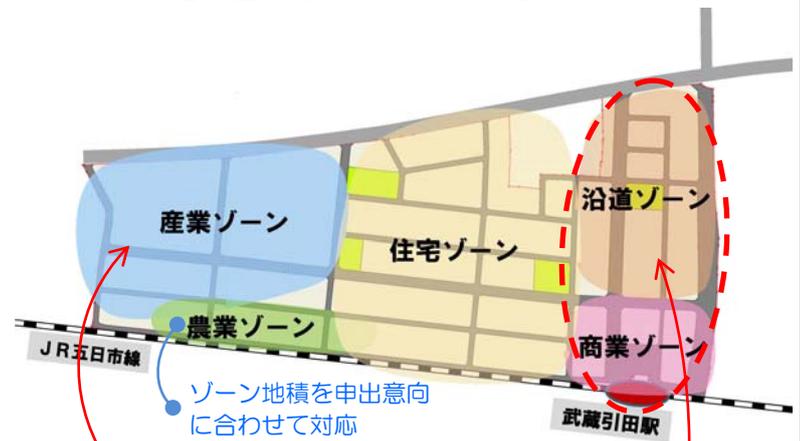
かわら版4号でお伝えしたとおり、昨年秋から進めてきた誘致企業へのヒアリングにおいて、現時点で「産業ゾーン」への進出を検討しているすべての企業が、用地の「買収」での進出を希望しております。そのことから、産業ゾーンでの賃貸を希望する方のご意向に沿えない可能性があります。

企業側は、本地区において長期的に安定した事業継続を求めており、用地の「賃借」については敬遠したいということです。

◇換地後の商業ゾーンと沿道ゾーンが埋まらない可能性

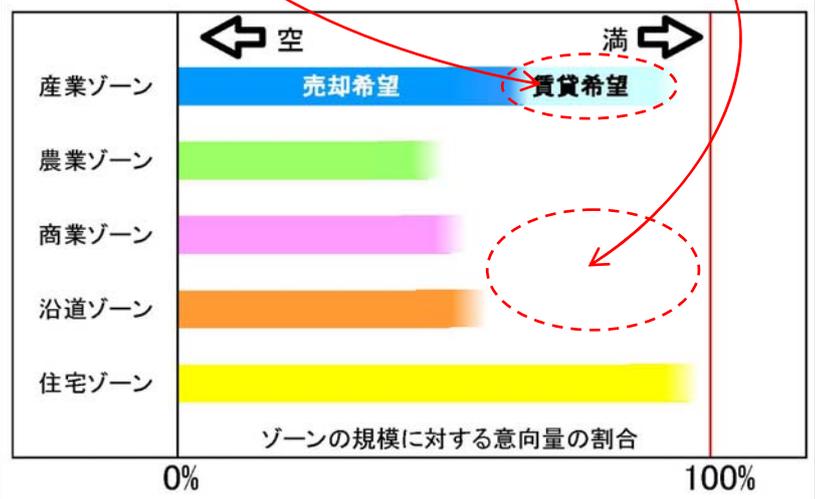
商業ゾーン及び沿道ゾーンへの申出意向（見込み）が、換地後ゾーン地積に対して少なく、おおむねゾーンの半分強にとどまる見込みです。

■ゾーン別の意向量（見込み）と今後の事業への課題



課題①
売却のご意向に合致する企業はある一方、賃借を希望する企業がなく、賃貸のご意向に応えることができない。

課題②
申出意向が少なく、換地後に土地が埋まらない懸念がある。

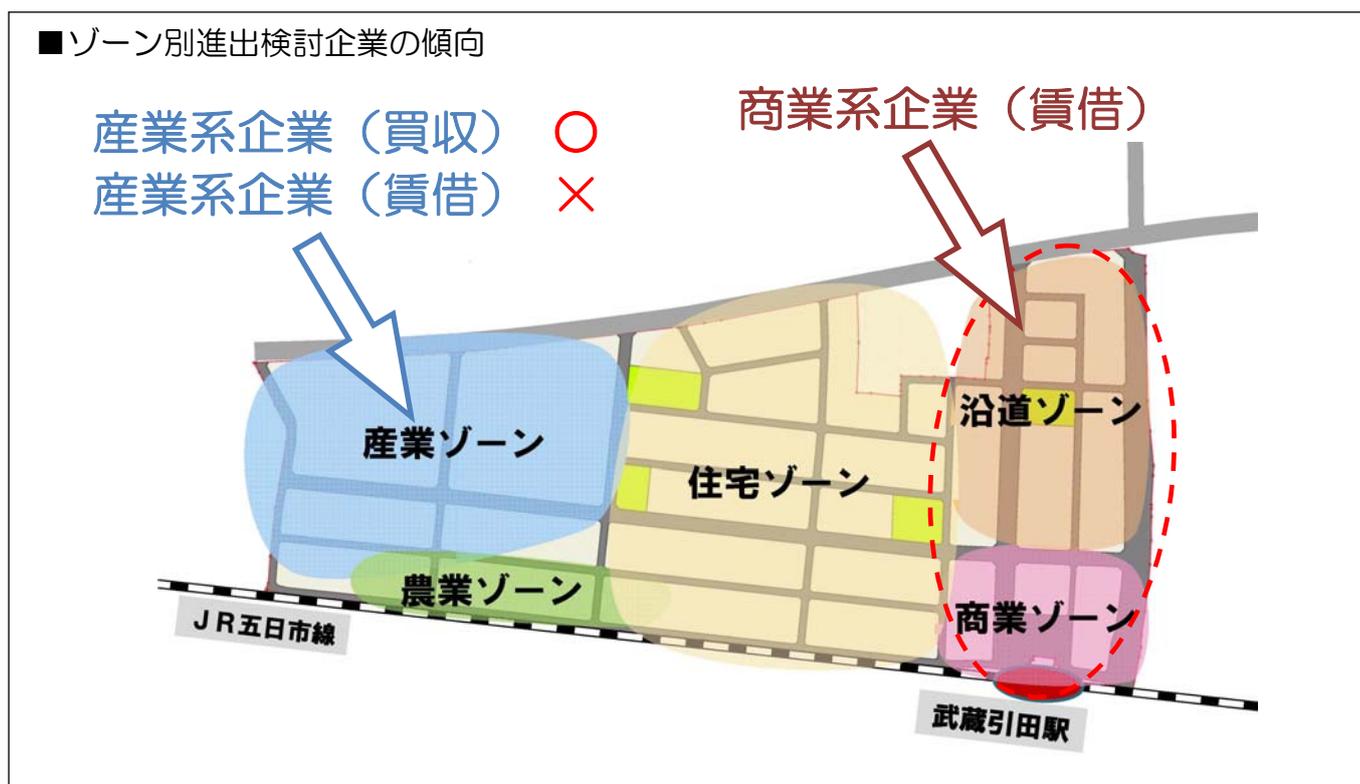


今後の展望は

「誘致企業への賃貸を希望される方のご意向を汲めない」「商業ゾーン・沿道ゾーンで土地が埋まらない」という二つの課題に対し、市としても、地権者の皆様と誘致企業の双方にとってよりよい結果となるよう、早急に対応策を検討する必要があると考えております。

かわら版4号で、商業系企業の数社が本地区への進出に興味を示していることをお伝えいたしました。ヒアリングを通して、商業系企業は各社とも「商業ゾーン」及び「沿道ゾーン」への進出を検討しており、原則「賃借」を考えていることを確認しております。

ひきつづき、商業系企業の「商業ゾーン・沿道ゾーンへの進出意向」への対応に努めたいと考えております。



地権者間で事業地内土地を売買される際は、あらかじめ下記の連絡先までご相談ください。

届出は随時受け付けています 区画整理推進室または引田相談事務所へご相談ください。

- ① 登記していない借地権の申告
- ② 共有名義の代表者の届け出
- ③ 相続が発生した場合の届け出
- ④ 権利の変動がある場合の届け出

建築行為等が制限されています

地区内で建築行為等を行おうとする場合は、市長の許可を得る必要があります。
許可を得られる条件が伴う場合もあります。ご相談ください。



書類の配布：区画整理推進室、引田相談事務所 書類の提出：区画整理推進室

区画整理についてのご相談は、下記の
施行者窓口に、お気軽にお寄せください。

- あきる野市区画整理推進室（市役所3階）
197-0814 あきる野市二宮 350 番地 電話 042-558-1198
- あきる野市武蔵引田相談事務所
197-0834 あきる野市引田 264 番地 電話 042-518-2922

